

# 報 告 書

2014(平成26年)8月22日

国土交通省 九州地方整備局 御中

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会		
	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表	篠崎 正人
石木川の清流とホタルを守る市民の会		
	事務局長	田代 圭介

## 第1 はじめに

- 1 この度は、私たちからの報告会開催の申入れをお受け頂きありがとうございます。

早速ですが、これまで私たちが、長崎県・佐世保市に対して公開質問状を送り、同質問状に対する説明会等を通じて得られた新たな事実（長崎県・佐世保市による恣意的記載・虚偽記載）について以下の通り整理し、その新たな事実が事業認定前に判明していれば石木ダムの必要性・公益性が認められず、事業認定がなされることはなかったことを明らかにした上、再度、貴局に対して、長崎県・佐世保市に対して石木ダムの必要性・公益性を判断するための前提事実にかかる再調査を要望する次第です。

- 2 以下、第2・利水面、第3・治水面の順に報告申し上げます

## 第2 利水面

- 1 佐世保地区の生活用水について
  - (1) 平成6年、7年の湧水について
    - ア 私たちの疑問

(7) 平成6年7年渇水に関する佐世保市の見解

佐世保市は、説明会において、しきりに「平成6年、7年の渇水が佐世保市民にとって筆舌に尽くしがたい苦しみであったこと、このような事態が二度と起こらないようにしなければならないこと、だからこのことを理解して欲しいので、説明したい」旨訴え、さらに平成26年3月7日付回答書においては、概略以下のような説明をしました。

佐世保市は慢性的に水源不足であること。

平成元年以降、毎年渇水の危機に瀕していること。

平成6年、7年には9カ月に及ぶ給水制限、最大43時間断水（2日間で5時間給水）がなされたこと。

渇水対策に50億円を費やしたこと。

給水制限の実施によって種々の弊害が生じたこと。

場当たりの対応では水道事業経営を圧迫し、料金に跳ね返ること。

財政が潤沢といえない状況下で新規水源を確保し、水の安定化を図り、将来の財政負担のリスクを無くすことが必要であるため、石木ダムを最重要課題に位置付けたこと。

上記の佐世保市の説明のうち、渇水に対する備えが重要課題であるとの認識は、私たちも同様ですが、石木ダム建設には佐世保市民の多額の血税が投入され、さらには石木ダム完成後も長年月にわたって佐世保市民は値上げされた水道料金の負担を強いられます。

しかし、佐世保市は、「『平成6年、7年渇水』の再来を避けること」を、「本件事業の必要性を基礎づけるものである」とは考えていない、と理解しておりますし、実際、佐世保市(及び長崎県)は、本件事業の必要性に関して、事業認定庁である御庁にそのような申立はしておりません。

仮に、「『平成6年、7年渇水』の再来を避けることが、本件事業の理由となる」とするとしても、それならば一層、抽象的あるいは感覚的に「平成6、7年渇水」の苦しみを訴えるのでは

なく、具体的な数値によって石木ダムがなければ「平成 6, 7 年 湯水」が再来するのかどうか、検討されるべきです。

その「具体的な数値による検討」とは、佐世保市が繰り返し強調している「平成 6 年, 7 年 湯水」時の原水取水量や給水量等の各数値を、平成 24 年あるいは 25 年現在の各数値と比較・検討し、平成 6 年, 7 年級の湯水が現在起きた場合に、どれくらいの水が不足するのかを明らかにすることです。それは同時に、佐世保市が事業認定のための基本的かつ重要な基礎資料として提出された「佐世保市第 9 期拡張事業 平成 24 年度再評価水需要予測」(以下「需要予測」といいます。)の合理性、妥当性を検証することにもなります。

(1) 私たちの佐世保市に対する質問

そこで、私たちは、この疑問を払拭していただくために、佐世保市に対して、平成 6 年, 7 年及び平成 24 年, 25 年の原水取水量や給水量等の具体的な数値に基づき、「平成 6 年, 7 年 湯水」問題に関して以下の通り質問させていただきました。

H6 年, 7 年当時の状況に関する質問

以下の項目に関するデータ又は資料を開示してください。

- 1) H6 年, 7 年における毎日の原水取水量の実績値
- 2) H6 年, 7 年における毎日の給水量の実績
- 3) H6 年, 7 年における有収水量の実績値
- 4) H6 年, 7 年の給水人口
- 5) H6 年, 7 年における 1 人あたりの生活用水使用水量(生活用水原単位), 生活用水使用水量, 業務営業用水使用水量, 工場用水使用水量, その他水量
- 6) H6 年, 7 年において湯水により不足した原水量

H24 年, 25 年の状況に関する質問

以下の項目に関するデータ又は資料を開示してください。

- 1) H24 年, 25 年における毎日の原水取水量の実績値
- 2) H24 年, 25 年における毎日の給水量の実績値
- 3) H24 年, 25 年における有収水量実績値

- 4) H24年, 25年の給水人口
- 5) H24年, 25年における1人あたりの生活用水使用水量(生活用水原単位), 生活用水使用水量, 業務営業用水使用水量, 工場用水使用水量, その他水量。

佐世保市の渇水に関する認識について

- 1) 佐世保市は, 現在, 平成6年, 7年と同様の給水量状況, 渇水状態(気象状況)になった場合, 供給量率の変化, 人口減少等による水需要の変化, 有収率の向上, 実質上の保有水源水量の変化等を踏まえてもなお, 平成6年, 7年時と同様の給水制限が実施されるという認識でいらっしゃいますか。
- 2) もし, 「平成6年, 7年時と同様の給水制限が実施される」  
との認識に立っている場合, それはどのような根拠に基づいているのかご教示下さい。
- 3) また, 佐世保市は第1回説明会の席上, 平成6年, 7年のような渇水が現在において起きたときのシミュレーションはしていない旨述べられましたが, なぜそのようなシミュレーションをいまだに行っていないのか, その理由をご教示下さい。

#### イ 佐世保市の対応

以上の質問に対して, 佐世保市は, 平成6, 7年渇水のデータについては, 時間の経過とともに一部のデータが無くなっていること, したがって現在のデータと照らし合わせて再検証をしたことはないと回答しました。このように, 佐世保市がしきりに平成6, 7年の渇水を石木ダム建設事業の必要性であるかのように持ち出す一方で, その判断を支える基礎データの保管は杜撰であり, 現在において平成6, 7年渇水と同等の雨量, 気象条件の下で再検証を試みていないことに, 私たちは強い疑念を抱かざるを得ません。また, このような佐世保市の検証不足の実態に鑑みれば, 現状において, 平成6, 7年と同様の気象条件の下でも渇水になる恐れが低いことを暗に認めているものと考えざるを得ません。

さらに、上記の質問項目については回答をいただいております。平成24年、25年度の実績値を開示することによって、需要予測の正当性を検証しうるにもかかわらず、それを積極的に開示しないという佐世保市の対応は、自ら作成した需要予測に誤りがあることを暗に認めているものといえます。

以上のとおり、佐世保市のこのような回答状況に照らせば、平成6、7年の渇水を事業の必要性として持ち出すこと自体許されず、長崎県及び佐世保市が行った生活用水に関する需要予測が誤っていること、さらには佐世保市の渇水対策が現状において十分に施され、通常時において水不足ではない現状において石木ダムを建設することによる渇水対策が不要であること、明らかに私たちの疑問や指摘が正しいことを示しています。

したがって、佐世保地区の生活用水との関連において、石木ダム建設は不要と言わざるを得ません。

## (2) 生活用水に関する佐世保市の需要予測について

### ア 私たちの疑問

#### (7) 佐世保市の需要予測の概略

「佐世保市第9期拡張事業 平成24年度再評価 水需要予測資料」(以下、「需要予測」という。では、平成23年の給水人口22万6800人を前提に、平成36年のそれを20万1400人と推計した上で(需要予測33頁)、生活用水に関する状況分析を下記のようにされています。

平成6年度の大渇水後、生活用水量原単位(L/人・日)が回復せず、平成16年度まで緩やかな回復であったこと。

平成17年度、平成19年度の渇水により回復していた原単位が激減したこと。

近年、全国同規模都市の原単位が減少する中、佐世保市の原単位は明らかな増加傾向を示していること。

佐世保市の原単位減少は節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われるが、その影響を受けた上でも増加傾向にあることは節水どころではなく、(市民が)

我慢をしており，一般的な受忍限界を超えていること。

佐世保市の原単位は全国と同様に回復傾向にあり，石木ダムが完成し，渇水危機がなくなればさらに回復すること。

(イ) 上記分析に対する私たちの分析と疑問

上記分析結果に対して，私たちは，極めて杜撰なデータ分析に基づき，恣意的な評価を加えているものと考えています。その根拠は，下記のとおりです。

上記(ア) について

需要予測 35 頁にある表 1.4-1 を見ると，平成 5 年度の原単位は 204 (L/人・日) に対し，渇水が起こった平成 6 年は 182 と，26 (L/人・日) 減少し，その後，平成 7 年度に 175 となり，徐々に増加し，平成 15 年度に 193 となりました。その意味では，平成 6 年度の渇水後，緩やかな回復傾向にあると言えます（なお，上記平成 15 年度の原単位実績は，「204」と記載されていますが（需要予測 35 頁），これは計算の誤りがあります。需要予測 27 頁の表 1-13 では，佐世保地区の平成 15 年度給水人口は 23 万 414 4 人となっています。これを基に，原単位を計算し直すと「193」となります。）

もっとも，需要予測では「平成 17 年度，平成 19 年度に再び渇水が発生。給水制限の影響から，回復していた原単位はまたしても激減する。今回も平成 6 年度同様，渇水前の状態には即時回復していない。その後は，現在の平成 23 年度まで緩やかな回復傾向を示している。」としています。

しかし，平成 17 年度 193 に対し，その前年の平成 16 年度は 196，平成 19 年度 191 に対し，前年の平成 18 年度は 193 です。

長崎県及び佐世保市は，平成 17 年度及び平成 19 年度を渇水の年と位置付け，原単位を「激減」とされていますが，渇水の前年度との比較においては「激減」と評価されるほ

どの差はありません。また、平成6年湯水以後の原単位は175(H7年度)から196(H16年度)の幅で推移しており、その数値との比較においても平成17年度(193)、平成19年度(191)が「激減」とは到底いえません。仮に、平成17年度及び平成19年度の原単位が減少しているとしても、その減少を石木ダム建設によって補うことの実効性、有益性には疑問があると言わざるを得ません。

上記(ア) について

需要予測では、「近年、全国同規模都市の原単位が減少傾向の中、本市においては湯水(給水制限)時のみが減少しており、その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」とされていますが、これも杜撰な分析と言わざるを得ません。

すなわち、前出の表1.4-1に記載されている直近5か年の原単位実績の推移をみると、平成19年度191(L/人・日、以下単位は同じ) 平成20年度188 平成21年度189、平成22年度190 平成23年度189となっており、これは「明らかな増加傾向」とはいえませんが、仮に原単位の数値が正しいとすれば、むしろ減少傾向と判断することがより適切であり、「増加傾向」とする点は単純な数値の比較について誤った分析を加え、極めて恣意的な評価をしていると言わざるを得ません。

上記(ア) について

「佐世保市の原単位減少は、全国と同様に節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われるが、その影響を受けた上でも増加傾向にあることは節水どころでは無く、(市民が)我慢をしており、一般的な受忍限界を超えている」と分析した上で、石木ダムが完成すれば、湯水危機がなくなり原単位がさらに回復すると結論づけています。

しかし、佐世保市民が我慢をしており、一般的な受忍限

界を超えるとの分析は、極めて主観的で、根拠が明らかではありません。また、何を基準に「一般的な受忍限界」を定めているのか明らかではありません。

仮に根拠なく市民の意思を推測し「我慢」しているとか「一般的な受忍限界を超えている」と結論付けるのは、行政の判断として極めて不適切であり、明確な誤りがあると考えます。

#### イ 私たちの佐世保市への質問

そこで、私たちは、この疑問を払拭していただくために、佐世保市に対して、以下の質問をさせていただきました。

(ア) 平成 17 年度及び平成 19 年度の原単位の減少を「激減」と評価した分析過程を明らかにして下さい。また、その評価を導出した根拠をお教え下さい。特に「何年と比べて激減」なのか、対象の年と水量を明示して下さい。

(イ) 需要予測において、近年の原単位の推移を「増加傾向」と評価した分析過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料等をご開示下さい。

(ウ) 私たちは、佐世保市の原単位の増加傾向はそもそもないと考えますが、そうであろうとなかろうと、貴県が、少なくとも「佐世保市民は、水使用について受忍限界を超えて我慢している」と評価していることは明らかです。そのように評価した過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料(佐世保市民への意向調査等)があるはずですから、御開示下さい。

#### ウ 佐世保市の対応

佐世保市は、本年(平成 26 年)5 月 23 日の説明会において、質問事項(ア)(イ)について「激減」「増加」といった事実、数値、分析の過程を示すことができませんでした。

また、質問事項(ウ)についても、佐世保市民が水不足について「受忍限界を超えている」との意識が存する根拠を示すことはできず、私たちの疑問が解消されるような回答はされ

ませんでした。さらに、私たちが、需要予測記載の一日最大給水量に関する推計（平成 25 年 1 月作成）について、平成 26 年度の給水量需要予測が前年度の平成 25 年度から約 1 万 m<sup>3</sup>伸びるとの推計であることを示し（下記表参照）、その根拠を尋ねたところ、佐世保市は「数字を積み上げるとそうなる」と回答するのみであり、その数値の根拠を説明することはできませんでした。

【表 1-8 水需要予測総括表より 一日最大給水量】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
80,240	81,071	81,007	91,717	98,643

平成 23 年度は実績値，平成 24 年度以後は推計値（単位 m<sup>3</sup>/日）

このように、佐世保市の生活用水に関する説明は、具体的な事実及びデータに基づくものではなく、長崎県及び佐世保市が行った生活用水に関する需要予測が誤っていること、すなわち、佐世保市の水需要予測は恣意的なデータの積み上げによって石木ダム必要との結論を導くために過大に算出されたものであること、私たちの疑問や指摘が正しいことを示しています。

したがって、佐世保地区の生活用水との関連において、石木ダム建設は不要と言わざるを得ません。

### (3) 小括

以上のとおり、生活用水にかかる佐世保市の需要予測は、これまでの実績値を踏まえたものでなく、恣意的なデータの積みかさね、恣意的表現を使用することによって殊更石木ダム必要との結論を導くために作出されたものです。そのことは現実の数値と齟齬が生じる都度修正を余儀なくされていること、近年の数値を開示しようとする長崎県・佐世保市の態度に端的に表れています。

そしてこの恣意的表現の積みかさねによって導かれた虚偽の事実は、事業認定の結果に影響を及ぼす重大な事実であることから、私たちの本報告を受けた貴局はこの生活用水需要予測にかかる事実に関して、長崎県及び佐世保市に対して改めて調査を求め、その

調査結果を再検証する必要があると考えます。

## 2 佐世保地区の工場用水量の需要予測について

### (1) 私たちの疑問

#### ア 長崎県及び佐世保市の工場用水の需要予測

佐世保市水道局の佐世保市第9期拡張事業平成24年度再評価水需要予測資料（水需要予測資料）によれば、佐世保地区の工場用水の需要は、2011年度の実績である1,890 m<sup>3</sup>/日から目標年度の2024年度には小佐々地区水道施設統合分794 m<sup>3</sup>/日を含めて8,979 m<sup>3</sup>/日、つまり4.75倍も増加すると予測しています。その最大の根拠は、佐世保市の工場用水の最大需要先である佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」と言います。）の水道使用量が2011年度の実績である1,166 m<sup>3</sup>/日からわずか4年後の2015年度以降は5,691 m<sup>3</sup>/日と4.88倍にも急激に増加するとの予測です。佐世保市の水需要予測資料によれば、「SSKでは経営方針の変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んである。」（同56頁）という記載があり、それを理由にSSKの水道使用量を急激に増加させています。

また、SSK以外の工場用水についても、小口の需要先の使用量が2011年度実績から6年後には1.5倍に増加し、さらに新規の工業団地での使用量が純増すると予測しています。

#### イ 上記需要予測の誤り

しかし、上記の長崎県及び佐世保市の工場用水の需要予測は、全く根拠のない誤ったものです。

(ア) まず、工場用水の最大需要先のSSKの水道使用量の急増についての誤りについてですが、佐世保市水道局が水需要急増の根拠にした「SSKでは経営方針の変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んである。」というのは全くのたまたまです。すなわち、SSKの「経営方針の変更」とは、2012年10月25日にSSKが発表した「向こう3カ年の経営方針（事業再構築について）」において、艦艇・修繕船事業の増強を発表したことを指していますが、SSKの艦艇・修繕船事業の売上

高は、2011年度実績が約86億円（総売上高660億円×13%）であるところ、「向こう3カ年の経営方針」における2014年度の艦艇・修繕船事業の売上高目標は100億円で、2011年度実績の1.16倍です。さらに、2013年5月17日にSSKが発表した「新中期経営計画」によれば、艦艇・修繕船事業の売上高目標は早くも下方修正され、2015年度の売上高目標は95億円で、2011年度実績のわずか1.10倍にしかすぎません。通常「1.1倍」や「1.16倍」を「約2倍」とは表現しません。すなわち、佐世保市水道局が立てた工場用水需要予測の前提である「SSKの修繕船の売上高を約2倍見込む」こと自体が誤っています。

さらに、仮にSSKの艦艇・修繕船事業の売上高が2倍になったとしても、なぜ水道使用量が4.88倍にも急増するのかという点について、私たちが納得できる十分な説明や十分な資料の提供はなされておらず、売上高と水道使用量増加の因果関係は全く不明であります。

(1) 次にSSK以外の工場用水についても需要予測は誤っております。

長崎県と佐世保市は、小口の需要先の使用量が2011年度実績の724 m<sup>3</sup>/日から6年後の2017年度以降は1.5倍の1,114 m<sup>3</sup>/日に増加するとしています。

しかし、佐世保市の工場用水使用量は全体として明らかに減少傾向が続いており、小口需要先だけをみても上記2011年度実績は1994年度の1,759 m<sup>3</sup>/日の41%程度にまで落ち込んでいます。

それにもかかわらず、佐世保市は「渇水と経済不況の影響が強く出ており、この傾向で予測する時系列分析は適切でない」と一方的に決めつけ、なぜか結論としては、「最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高いと判断し過去20年平均を採用する」としています。しかし、佐世保市のこの予測に何らの合理的根拠がなく、そのことが現実の利用状況に照らし

て、日々証明されていることは多言を要しません。

(ウ) さらに佐世保市水道局は、工場用水の需要予測について、目標年度の2024年度には、新規分として佐世保テクノパーク、水産加工団地、つくも苑跡工業団地の合計1,380m<sup>3</sup>/日の使用量が純増すると予測していますが、この予測に関しても、工場進出が予定通りにされるのか未定であります。そもそも佐世保市の工場用水の6割以上を占めるSSKの需要予測自体が全く誤っているのですから、仮に工業団地の新規分の予測がある程度合理性があったとしても、工場用水全体の予測の誤りには何の影響もないと考えます。

(2) 私たちの長崎県及び佐世保市への質問

以上述べたとおり、長崎県及び佐世保市の工場用水需要予測は客観的根拠のないものであり、また現実から大きく乖離したものであって、私たちは、石木ダム必要性を殊更作り出すための予測としか考えられませんでした。そこで、私たちは、この疑問を払拭していただくために、長崎県及び佐世保市に対して、以下の質問をさせていただきました。

(ア) SSKの工場用水について

SSKの艦艇・修繕船事業の売上高と水道使用量について「向こう3カ年の経営方針」と「新中期経営計画」によれば、売上高は2011年度実績の1.10倍から1.16倍であるのに、佐世保市の予測が「約2倍」とする理由をお教え下さい。

売上高の増大と、水道使用量の増大との相関関係を示す資料はあるのでしょうか。特にSSKの業種に関するものはあるのでしょうか。あるのであれば、お教え下さい。あわせて売上高から水道使用量を導く計算式についてお教え下さい。

前記の予測を立てる前提として、SSKの過去の水道使用量はどのくらいであったのか、及び今後一日最大どの程度の水道使用量を予定しているか、に関する具体的な数字について

て、当然ヒアリング等の調査をしているはずですのでお教え下さい。この点、長崎県が示した事業認定庁の意見対照表によれば、「起業者は、SSK の経営方針の転換を受けて意向調査を行ったところ、同社からは4,412 m<sup>3</sup>/日は最低限必要との文書による回答を確認している」との記載がありますので、SSK に対するヒアリング調査をしたということのようですので、SSK の回答文書も併せてご開示下さい。

水道使用量が4.88倍に急増するという予測は、SSK と何らかの協議を経て決定されたものか、それとも佐世保市の単独の見解なのかお教え下さい。

佐世保市水道局がSSK の需要予測をするにあたり、「向こう3カ年の経営方針」と「新中期経営計画」以外で使用した資料があれば、その資料の名称と内容、策定年月日等をお教え下さい。

SSK の2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月の、各水道使用量はどれくらいでしょうか。また、その実績は、長崎県及び佐世保市が立てたSSK の需要予測と合致しているのかお教え下さい。

(イ) SSK 以外の工場用水について

小口需要先の需要の減少傾向が続いているにもかかわらず、「最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高いと判断し過去20年平均を採用する」とした根拠についてお教え下さい。

新規分として計上した佐世保テクノパーク、水産加工団地、つくも苑跡工業団地の増加需要の根拠について、工場進出の予定等、具体的な資料をもとにお教え下さい。

佐世保市水道局の工場用水の需要予測は、新規の事業のみを考慮していると思われませんが、事業の終了による需要減少を考慮したのかどうか、考慮していないとすればその理由をお教え下さい。仮に考慮したのであれば、需要予測のどの部分で考慮されているかお教え下さい。

SSK を除く工場用水の、2011 年度、2012 年度及び 2013 年度のうちの 2013 年 4 月～12 月の各水道使用量はどれくらいでしょうか。また、その実績は、佐世保市が立てた需要予測と合致しているのかお教え下さい。

(3) 長崎県及び佐世保市の対応

ア 佐世保市の説明会における回答

私たちの工場用水量の需要予測に関する質問に対し、長崎県からは、いまだ何らの回答もありません。他方、佐世保市は、2014 年 3 月 14 日と 4 月 11 日の 2 回の説明会において、SSK の修繕船事業に関する部分だけではありますが、私たちの理解では、以下のとおりの回答をしました。

「SSK では経営方針の変更に伴い、修繕船の売上高を約 2 倍見込んである」と水需要予測資料 56 頁に記載したが、修繕船の売上高が 2 倍になるとするのは明確な誤りである。売上高が 2 倍になるのではなく、正しくは、「SSK は修繕船事業を強化し事業比率を 2 倍にする方針であり、従来 1 つのドックで行っていた修繕船事業を 2 つのドックで同時に行う可能性を見込んでいる。」である。

これについては、平成 25 年 9 月の佐世保市議会企業経済委員会において、議員から質問されたため、公の場で初めて誤りを認めた。(なお、この点については、同年 9 月 6 日の同委員会議事録を確認すると、佐世保市水道局の担当者が、山下千秋議員からの「SSK の艦艇修繕部門、この売上高が 2 倍になるとあなた方は決め込んで書いてあるけれども、それは間違いないのか。」との質問に対し、「売上高ではなくて修繕船事業を拡大するということで我々は確認をとったということである。つまり、売上高が 2 倍ということの確認ではない。」、「売上高ではなく、売上高比率を 2 倍にするということでお聞きをしている。」などと答弁し、最終的には、当時の佐世保市水道局長が、「その表現が誤っていた」、「反省をしている」と述べ、売上高が 2 倍というのは明確に間違いだったことを認め謝罪してい

る。)

事業認定庁に対しては、平成 25 年 5 月、長崎県を通じて問い合わせがあった時点で資料を提出し、誤りについての修正報告をした。

SSK のドック修繕船事業の水需要予測「4,412 m<sup>3</sup>/日」については、佐世保市が、過去の S S K の使用水量の実績及び、S S K から修繕船事業における水の使用方法をヒアリングして独自に算出した数字である。

SSK 自体は、修繕船事業に必要な使用水量については把握していない。

「修繕船事業の 4,412 m<sup>3</sup>/日」という数字は、二つのドックに同時に 1 隻ずつ、合計 2 隻の修繕船が入ったと仮に想定した場合の一日最大使用水量、すなわち、一年間のピーク時のみに必要となる可能性があるかと想定した最大値である。

「4,412 m<sup>3</sup>/日」という一日最大使用水量が必要となる修繕船が同時に 2 隻ドックインするような事態が、果たして一年のうち何日くらい生じうるのか、佐世保市としてはその頻度について検討したことはないし、SSK から聞き取りしていないので、一切わからない。

「修繕船事業の 4,412 m<sup>3</sup>/日」という数字は、佐世保市から、SSK に対して数字を示し、「これで足りるか」と確認を求めたところ、SSK は、これで足りると回答した。

S S K からの回答は当初、口頭でもらったが、その後、佐世保市は、「念のために文書で確認しておこう」と考え、S S K から、平成 25 年 4 月 8 日付け「水需給計画における将来見通しについて(回答)」という同社社長名義の文書をもらった。

佐世保市は、以上のことを、正確に事業認定庁に伝えた。

佐世保市は、S S K 全体の水道使用量について、1 か月ないしは 2 か月ごとに検針することでしか把握しておらず、一日単位の使用量を把握していない。

イ 佐世保市の説明会における回答で明らかになった問題点

(7) 佐世保市は、まず、SSK の修繕船事業の売上高が 2 倍になるという前提事実は全くの虚偽であることを認めました。佐世保市の説明では、平成 25 年 5 月に、長崎県を通じて問い合わせがあった時点で、事業認定庁にも、その前提事実の誤りを修正報告したということのようですが、そもそも、起業者が虚偽の前提事実を用いて、ダム建設の必要性を作出しようとする姿勢は極めて問題です。加えて、佐世保市は、この前提事実が虚偽であることを自ら進んで公表せず、市議会で議員から追及されて初めて公表したもので、しかも、佐世保市がその誤りを初めて公表した時期は、貴庁が、石木ダムの事業認定を告示したまさにその当日であり、事業認定が既成事実化してから公表したとしか考えられません。事業認定をした貴庁としては、このような企業者の姿勢をどのように考えておられるのでしょうか。

(1) また、佐世保市は、SSK の修繕船事業の水需要予測をするにあたり、二つのドックに同時に 1 隻ずつ、合計 2 隻の修繕船が入ったと仮に想定した場合の一日最大使用水量、すなわち、一年間のピーク時のみに必要となる可能性があるとして想定した最大値である「 $4,412 \text{ m}^3/\text{日}$ 」を上げながら、その一日最大使用水量が必要となる修繕船が同時に 2 隻ドックインするような事態が、いったい一年のうち何日あるのかという極めて重要な点については、SSK からも聴き取りしていないし、そもそも市として検討すらしたことはないとしています。仮に、「 $4,412 \text{ m}^3/\text{日}$ 」という一日最大使用水量が生じる日があったとしても、その日数が、ごくわずかなのであれば、わざわざ一年間フルにその需要に見合う容量を備えるダムを作るまでの必要性はないはずです。SSK 自体も、修繕船事業の強化と言いながら、修繕船事業の売上高を下方修正する状況の中で、「 $4,412 \text{ m}^3/\text{日}$ 」という数字は、単に、佐世保市が独自に試算した何ら客観的な根拠に基づかないものであり、ダムの必要性を作出するための過大な需要予測と言わざるを得ません。

(ウ) さらに、佐世保市が、2015年度以降のSSKの水需要予測としている「修繕船事業の4,412 m<sup>3</sup>/日」及びそれを含んだSSK全体の水需要予測「5,691 m<sup>3</sup>/日」という数字は一日最大使用水量ですが、佐世保市は、これまでSSKの水需要としては、一日の平均使用水量(2011年度実績値で1,166 m<sup>3</sup>/日)の実績値のみを公表してきました。それにもかかわらず、佐世保市は、水需要予測資料において、これまでの一日平均使用水量の実績を記載した同じ一つの表の中で、2015年度以降は、何らの説明もなく、一日最大使用水量の数字を記載しております。これは、あたかも両者が同じ概念の数字であるかのように計上することで、ダムの必要性の前提となる水需要を不当に作出するための姑息な手段と言わざるを得ません。

(エ) 以上のようにSSKの水需要予測については、前提となる事実には明白な誤りや恣意的表現があり、且つ、誤った経過や恣意的表現をした理由に関する合理的な説明もなされておらず、私たちの疑問が正しいことが明らかになりました。また、SSK以外の工場用水の需要予測については、いまだに長崎県及び佐世保市から何らの回答もなく、長崎県及び佐世保市が、具体的に「回答できない」という事実も、やはり、私たちの疑問が正しいことを示しています。

したがって、佐世保地区の工場用水量の需要予測は何ら客観的な根拠に基づかない誤ったものであり、石木ダムの必要性を殊更作り出すための予測と断じざるを得ません。

#### (4) 小括

以上のとおり、佐世保地区の工業用水量の需要予測においても、客観的に明白な誤りや、恣意的表現が多々用いられていることが明らかとなっており、この点に関する合理的な説明がなされておられません。

そしてこの恣意的表現の積みかさねによって導かれた虚偽の事実は、事業認定の結果に影響を及ぼす重大な事実であることから、私たちの本報告を受けた貴局は工場用水量の需要予測にかかる事

実について、長崎県及び佐世保市に対して改めて調査を求め、その調査結果を再検証する必要があると考えます。

### 3 佐世保地区の業務営業用水量の需要予測について

#### (1) 私たちの疑問

##### ア 長崎県及び佐世保市の業務営業用水量の需要予測

佐世保市水道局の水需要予測資料によれば、業務営業用水量の需要は、2011年度の実績である17,486 m<sup>3</sup>/日から、目標年度の2024年度には小佐々地区水道統合分321 m<sup>3</sup>/日を含めて23,323 m<sup>3</sup>/日、つまり1.33倍も増加すると予測しています。その根拠は、小口需要先の需要が観光客数の増加に対応して増加する、大口需要先である米軍と自衛隊については過去最大値を採用する、新規分の需要が見込めるといふものです。

##### イ 上記需要予測の誤り

###### (ア) 小口需要先

佐世保市は、観光客の増加に対応して需要が増え、2011年度実績の14,703 m<sup>3</sup>/日から、目標年度の2024年度には17,359 m<sup>3</sup>/日に増加するとしています。しかし、佐世保市の観光客数は実績として減少傾向にあるのに、2011年度以降は右肩上がりに増え続けるという予測の根拠が全くわからない上、業務営業用水量の需要が観光客数の増加に対応して増えるというのは、因果関係が全く不明であり、合理性があるとは思えません。このように、業務営業用水量の需要は、佐世保市において減少傾向にあり、将来増加傾向に転じるとは考えられません。

###### (イ) 大口需要先

佐世保市は、米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値（米軍は2000年度の2,279 m<sup>3</sup>/日、自衛隊は1987年度の1,955 m<sup>3</sup>/日）が2017年以降続くと予測していますが、この予測にも何ら根拠がないことは明らかです。

#### (2) 私たちの長崎県及び佐世保市への質問

以上述べたとおり、私たちは、目標年度の2024年度には2011年度実績の1.32倍に需要が増加するという長崎県及び佐世保市の業務営業用水量の需要予測は、客観的根拠のないものであり、また現実から大きく乖離したものであって、石木ダムの必要性を殊更作り出すための予測としか考えられません。ちなみに長崎県の県庁所在地である長崎市が、2013年3月の新たな水需給計画において、目標年度の2025年度の業務営業用水量の需要は2011年度実績の0.96倍に減少すると予測しています。そこで、私たちは、この疑問を払拭していただくために、長崎県及び佐世保市に対して、以下の質問をさせていただきました。

小口需要先について、業務営業用水量の需要は減少傾向にあるにもかかわらず、将来増加傾向に転じると考える根拠をお教え下さい。仮にそれが観光客の増加に対応して需要が増えるという点にあるのであれば、その因果関係を示す客観的データ（例えば観光客一人あたりの一日使用水量など）をもとにお教え下さい。

佐世保市の観光客数は実績として減少傾向にあるのに、2011年度以降は右肩上がりに増え続けるという予測の根拠をお教え下さい。

佐世保市の観光客数の、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月はどれくらいでしょうか。また、その実績は、佐世保市が立てた予測と合致していますかお教え下さい。

米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値を採用する合理的根拠をお教え下さい。

また、その年に米軍及び自衛隊で水道水を利用した利用人口はどれくらいだったのでしょうか。あわせて、現在のそれについてもお教え下さい。

### (3) 長崎県及び佐世保市の対応

以上については、平成26年3月7日付け佐世保市の「ご質問への回答」に、「業務営業用水については、主要な観光施設の動向を

踏まえ、現在観光客が増加傾向に転じる兆しがあり、これに伴う使用水量の増加を見込んでいます」という抽象的な記載がわずかにあるだけで、具体的客観的なデータに基づく回答は一切ありません。いまだに長崎県及び佐世保市が具体的に「回答できない」事実及び私たちの石木ダムの理解を得るために必要な資料を提供しないという態度は、私たちの疑問に対して合理的な回答をしてしまうと長崎県・佐世保市の需要予測が誤っていることが明白となってしまうことを示しています。

したがって、佐世保地区の業務営業用水量の需要予測は何ら客観的な根拠に基づかない誤ったものであり、石木ダムの必要性を殊更作り出すための恣意的予測と言わざるを得ません。

#### (4) 小括

以上の通り、長崎県及び佐世保市の業務営業用水量の需要予測も客観性のない恣意的予測に過ぎないことが説明会を通じて明らかとなりました。

そして、この業務営業用水の需要予測にかかる事実も事業認定に影響を及ぼす重大な事実ですから、私たちの本報告を受けた貴局はこの業務営業用水の需要予測にかかる事実に関して、長崎県及び佐世保市に対して改めて調査を求め、その調査結果を再検証する必要があると考えます。

### 4 佐世保地区の水源確保について

#### (1) 安定水源量に関して

##### ア 私たちの疑問

##### (ア) 安定水源量にかかる長崎県及び佐世保市の見解

長崎県及び佐世保市は、佐世保地区で将来必要となる一日当たりの安定給水量は 117,000 m<sup>3</sup>であるところ、現在、佐世保地区が保有している水源量は日量 77,000 m<sup>3</sup>でしかないので、どうしてもあと 40,000 m<sup>3</sup>の水源の確保が必要であると主張しています。

その根拠は、佐世保市水道局が作成した「佐世保市水道施設整備事業再評価」と思われます。これによると、「佐世保地区

における水源は、多くの水源を保有しているものの（全体水量 105,500 m<sup>3</sup>/日）、その内、安定水源は 77,000 m<sup>3</sup>/日（73%）であり、28,500 m<sup>3</sup>/日（27%）は不安定水源である」とされています。

なおそこで「不安定水源」とされているのは、「河川水」では、川棚川水系川棚川の「川棚水源 5,000 m<sup>3</sup>/日」、②相浦川水系相浦川の「四条橋水源」、同「三本木水源」、合計 22,500 m<sup>3</sup>/日及び④「湧水」の「岡本水源 1,000 m<sup>3</sup>/日」です。

- (イ) しかし、ここで「不安定水源」と表記されている 4 つの水源については、過去の実績をみると、佐世保地区の需要量を賄うべく十分に取水されています。

すなわち、1992 年から 2004 年には 90,000 m<sup>3</sup>以上の一日最大給水量が毎年記録されていますし、うち 1994 年、1999 年、2001 年には 100,000 m<sup>3</sup>以上の一日最大給水量が記録されています。これはいずれも、この「不安定水源」を利用していただけから可能となったはずです。

それどころから、平成 19 年の湧水の時でさえも、この不安定水源から一日 21,000 m<sup>3</sup>が利用されていました。

このように、平時から利用されている上に、湧水時でさえも利用できる以上、それは「供給量が不安定な水源」ではなくて、明らかに「安定的に供給されている水源」です。

- (ウ) 従いまして、佐世保地区においては、長崎県及び佐世保市も認める 77,000 m<sup>3</sup>に、平成 19 年の湧水時にも利用できた 21,000 m<sup>3</sup>を加えた日量 98,000 m<sup>3</sup>程度は、「安定的な供給能力」を有していると、言わざるを得ません。

特に慣行水利権に関しては、「不安定水源」とされていますが、法的には許可水利権と同等であり、この水源を全く考慮しない計画は明らかに誤っています。

- (エ) 従いまして、仮に、長崎県及び佐世保市が予測する「佐世保地区の水需要予測」が過大とまでは言えず、確かに今後、100,000 m<sup>3</sup>/日前後の給水量を確保する必要があるとしても、私た

ちはそれでもやはり、佐世保地区では、十分な安定水源量があり、石木ダム建設の必要性については、慎重に判断すべきと考えております。

イ 私たちの長崎県及び佐世保市への質問

そこで、私たちは、この疑問を払拭していただくために、長崎県及び佐世保市に対して、以下の質問をさせていただきました。

(ア) 佐世保市において、2000年度から、2012年度までの13年間で、一日の取水量が77,000 m<sup>3</sup>を超えた日及びその日の供給水量を、全てお教え下さい。

(イ) 2000年から、2012年までの13年間で、前記「不安定水源」とされる4つの水源から、取水した日及びその取水量を全てお教え下さい。

(ロ) 私たちは、上記4つの水源を「不安定水源」と表現しているのは、「水量が不安定」という意味ではないと理解していますが、いかがでしょうか。長崎県及び佐世保市の認識をお教え下さい。

(ハ) 佐世保市は、その4つの水源を許可水源とするための手続きを検討したことはありますか。

あるならば、その検討結果をお教え下さい。

ないならば、今後検討する意思があるかどうかをお教え下さい。

いずれもないのであれば、なぜ今まで検討をせず、今後も検討をしないのかお教え下さい。

(ニ) 私たちは、上記4つの水源を許可水源とすれば、佐世保地区の水不足の大部分は解決すると思いますが、いかがでしょうか。

ウ 長崎県及び佐世保市の対応

以上については、いまだなんら回答がありません。もっとも、説明会の中で、「慣行水利権だから供給量が不安定である」と受け取れる趣旨の発言を長崎県担当者が行っておりますが、そういう趣旨の発言であるとすれば、明らかに誤っております。

いずれにしましても、私たちが独自に行った調査と、いまだに

長崎県及び佐世保市が「回答できない」という事実は、明らかに私たちの疑問が正しいことを示しています。

したがって、佐世保地区の水源は、十分に確保されていると言わざるを得ません。

(2) 小佐々地区の水源について

ア 私たちの疑問

佐世保市は小笹町と合併しており、現在小笹地区の水源も佐世保市は利用できます。

私たちの理解によれば、小佐々地区水道の保有水源概要は後掲表の通りです。

したがって、石木ダム建設の必要性を検討する際には、この小佐々地区水道の保有水源についても当然に考慮しなければならないはずで

す。しかし、長崎県及び佐世保市は、本件事業について、全くこれを考慮していません。

名称	取水・貯水施設			浄水施設			
	貯水量 (m <sup>3</sup> /日)	備考	竣工年月	名称	計画浄水量 (m <sup>3</sup> /日)	処理方式	竣工年月
鎌投水源	900	深井戸		田原浄水場	3520	急速ろ過	
平原水源	150	深井戸					
つづらダム	2470		S56	楠泊浄水場	480	緩速ろ過	S39
楠泊ダム	480		S41				

#### イ 私たちの佐世保市への質問

そこで、私たちは、この疑問を払拭していただくために、佐世保市に対して、以下の質問をさせていただきました。

(ア) 上記小佐々地区の水源に関する理解(水源量、それが佐世保市水道局の保有水源に含まれること、そのことが本件事業に反映されていないこと)が間違っているのであれば、間違っている箇所とその具体的内容を資料と共にお教えてください。

(イ) 私たちの理解が正しく、上記小佐々地区の水源が本件事業に反映されていないのであれば、なぜ反映されていないのか、具体的な理由について根拠資料と共にお教えてください。

#### ウ 佐世保市の対応

以上については、いまだなんら回答がありません。

しかし、私たちが独自に行った調査と、いまだに佐世保市が「回答できない」という事実は、明らかに私たちの疑問が正しいことを示しています。

したがって、この点でも佐世保地区の水源は、十分に確保されていると言わざるを得ません。

#### (3) 下の原ダムの嵩上げによる保有水源量評価

##### ア 私たちの疑問

下の原ダムは、H19年2月に5.9m嵩上げされているところ、その工事によって得られた貯水能力等に関する私たちの認識は後掲表記載のとおりです。すなわち、有効貯水量が863,000 m<sup>3</sup>増大し、その結果、それまでの1.65倍にあたる2,182,000 m<sup>3</sup>になっていると理解しています。佐世保市も、その計画取水量は3,000 m<sup>3</sup>/日増大するとしています。他方で、その他の各貯水池が堆砂などで能力が低下しているとして合計、結局「全体の総計画取水量は変更なし」としています。

しかし、「計画取水量は3,000 m<sup>3</sup>/日増大する」というのは過小です。他方「その他の各貯水池の能力が合計で3,000 m<sup>3</sup>/日削減している」というのは、全く根拠のない計算です。

下の原ダム 5.9m嵩上げ(H19年2月完成)前後の各貯水池の計画取水量(m<sup>3</sup>/日)

	下の原	山の田	菰田	転石	相当	川谷	合計
下の原嵩上げ前	11,800	8,000	12,600	3,000	6,000	14,000	55,400
下の原嵩上げ後	14,800	6,300	12,600	2,700	5,700	13,300	55,400

下の原ダム 5.9m嵩上げ前後の有効貯水能

力(m<sup>3</sup>)

下の原嵩上げ前	1,319,000
下の原嵩上げ後	2,182,000
嵩上げ前後の比率	1.65

#### イ 私たちの佐世保市への質問

そこで、私たちは、この疑問を払拭していただくために、佐世保市に対して、以下の質問をさせていただきました。

- (ア) 上記「下の原ダムの嵩上げによる保有水源量評価」が間違っているのであれば、間違っている箇所とその具体的内容を資料と共にお教えてください。
- (イ) 下の原ダムの嵩上げ工事により貯水能力が増加することにより、計画取水量は 3,000 m<sup>3</sup>/日増大するとの結論にいたるまでの計算過程について根拠資料と共にお教えてください。
- (ウ) 上記のその他の貯水池（除く下の原ダム）における貯水量の低下が合計 3,000 m<sup>3</sup>/日とした計算過程を根拠資料と共にお教えてください。
- (エ) その他の貯水池について貯水池底土の掘削等具体的な工事がなされている(工事予定を含む)ならば、いつ、どの貯水池について、いかなる工事がなされたのかお教えてください。
- 仮に本質問への回答をされる時点において、かかる工事が

なされておらず，予定さえもないのであれば，その理由をお教えてください。

#### ウ 佐世保市の対応

以上については，いまだなんら回答がありません。

しかし，私たちが独自に行った調査と，いまだに佐世保市が「回答できない」という事実は，明らかに私たちの疑問が正しいことを示しています。

したがって，この点でも佐世保地区の水源は，十分に確保されていると言わざるを得ません。

### (3) 有収率・負荷率について

#### ア 私たちの疑問

すでに指摘したように，長崎県及び佐世保市が行った「佐世保地区の将来の一日使用水量 75,542 m<sup>3</sup>」という予測は過大ですが，長崎県は，それを前提にしたうえで「有収率 89.2 パーセント」「負荷率 80.3%」「利用量率 90%」として，前記のように，一日最大必要量を 117,000 m<sup>3</sup>としています。

しかし有収率 89.2 パーセントというのは，低い数値であり，これは 90 パーセント以上にできるはずです。実際大規模水道事業体の 3 分の 2 以上がすでに達成しています。

この 89.2 パーセントが，過去の実績から算出されたものであるとすると，ロス(漏水)が相当大きいことが窺えます。とすれば，まずは漏水対策をすることが先決のはずです。

また，負荷率 80.3 パーセントというのも低すぎます。過去 10 年間最低値を取れば 84.8 パーセントであり，5 年間最低値であれば 85.9 パーセントです。

従いまして，「佐世保地区の将来の一日使用水量 75,542 m<sup>3</sup>」という予測が仮に正しいとしても，「一日最大必要量は 117,000 m<sup>3</sup>」とはならないはずです。

従いまして，私たちは，佐世保地区の有収率・負荷率を改善させることが，佐世保地区の利水状況を改善するための優先課

題であり、石木ダム建設の必要性については、その後に慎重に判断すべきであると考えております。

イ 私たちの長崎県及び佐世保市への質問

そこで、私たちは、この疑問を払拭していただくために、長崎県及び佐世保市に対して、以下の質問をさせていただきました。

(ア) 過去 25 年の佐世保市の「有収率」「有効率」「負荷率」及び「利用量率」の実績をお教えてください。

(イ) 現在、佐世保市では「漏水対策の努力をしている」「平成 36 年度の有効率の目標を 92.5%としている」ということですが

A 目標年度及び目標率を決定したのは佐世保市でしょうか。

佐世保市ではない場合、決定した機関名をお教えてください。

佐世保市である場合、決定に至った手続をお教えてください。

またその場合、事項以降の質問にもお答えください。

B 平成 36 年度を目標の年、とした理由は为什么呢。

もっと早く、この目標は達成できないのでしょうか。

36 年度に目的を達するため、どのような対策・工事をいつ頃行う、ことになっていますか。その具体的タイムスケジュールをお教えてください。

C 92.5%を目標値、とした理由は为什么呢。

もっと高い有効率を目標値としない理由は为什么呢。

(ウ) 石木ダム建設計画において、「有収率 89.2 パーセント」「負荷率 80.3%」「利用量率 90%」という数値が設定された過程において、佐世保市はどのような形でその決定に関与していますか。

佐世保市が関与した手続をすべてお教えてください。

ウ 長崎県及び佐世保市の対応

以上については、いまだなんら回答がありません

しかし、私たちが独自に行った調査と、いまだに長崎県及び佐世保市が「回答できない」という事実は、明らかに私たちの疑問が正しいことを示しています。

したがいまして、この点でも佐世保地区の供給力は、十分に確保されていると言わざるを得ません。

#### (4) 小括

以上のとおり、佐世保地区の水源、小佐々地区の水源及び下の原ダムの嵩上げによる保有水源評価に関して、水源は十分であると私たちが指摘した疑問に対して、長崎県・佐世保市が回答できないとの事実は長崎県及び佐世保市の見解が誤ったものであることを端的に示すものです。

そして、その水源にかかる事実は事業認定の結果に影響を及ぼす重大な事実であるところ、事業認定庁に対して長崎県・佐世保市が提出した資料で指摘された事実及び評価がいずれも誤っていることが明らかとなった以上、貴局は、上記水源及び水源評価について、長崎県及び佐世保市に対して改めて調査を求め、その調査結果を再検証する必要があると考えます。

### 第3 治水面

#### 1 治水安全度・基本高水流量等について

##### (1) 治水安全度に関して

###### ア 私たちの疑問

(ア) 川棚川水系河川整備計画においては、現状でも  $W=1/30$  の治水安全度は概ね確保されていることは明らかとなっています。すなわち、30年に1回の確率で生ずる大規模の降雨に対して河川が氾濫することはないとされているのです。そうすると、そもそも現況以上に治水安全度を高めることに合理性があるか否かという視点からの検討が必要となります。

(イ) ところで、同計画では川棚川と石木川合流地点よりも上流では、概ね30年に1回の頻度で発生する規模の降雨に対して、流量の安全な流下を図ることとされています。他方で、石木川合流地点より下流では100年に1回の頻度で発生する規模の降雨に対して、安全な流下を図るために石木ダムが必要とされています。この点、川棚川流域の自治体としては川棚町と波佐

見町があるところ，各人口は上記合流地点より上流にある波佐見町の方が多いため現状にあります。

- (ウ) もちろん，一般論として，より危険度の少ない治水対策が必要であることを否定するわけではありません。しかし，必要というのであれば，同じ水系に同様の治水計画を設定すべきです。長崎県は川棚川水系のうち殊更に石木川合流地点下流部においてのみ，石木川の上流部と異なる整備計画を立てています。これは，長崎県が石木ダムによる「治水の必要性」を説くために，殊更，整備計画の治水安全度を上流域よりも下流域を上げたものと考えております。下流域は1 / 100としながらも，上流域を1 / 30のままでは，仮に50年に1度の雨が降ったとしても，下流域では氾濫を防止できても，上流域では氾濫を防止することはできません。

私達は，石木ダムを建設することにより，殊更，下流域のみの治水安全度を高くするのではなく，その予算をもって流域全体の治水安全度を上げるべきであると考えます。

#### イ 私たちの長崎県への質問

そこで，私たちは，この疑問を払拭していただくために，長崎県に対して，以下の質問をさせていただきました。

- (ア) 貴県は，石木川合流地点より下流について，治水安全度を1 / 30ではなく，1 / 100として，基本高水流量(1,400 m<sup>3</sup>/秒)を算出していますが，この差をつけた理由をお教え下さい

貴県は，石木川合流地点より下流について治水安全度を1 / 30ではなく，1 / 100とし，基本高水流量 1,400 m<sup>3</sup>/秒との数字を算出しており，人口が多い地域(波佐見町等石木川合流地点よりも上流の地域)の安全性より，人口の少ない地域(川棚町のうち石木川合流地点よりも下流域)の安全性を高め設定した根拠をご教示下さい。

- (イ) また，石木川合流地点より下流について治水安全度を1 / 30として計算した場合，基本高水流量はどのような数値になるのか，計算過程と共に教えて下さい。

(ウ) 治水安全度をどう設定するかという検討をする上で、結果的に定めた1 / 100以外に1 / 30あるいはそれ以外の確率を検討されたことはありますか。

仮にあるとすればなぜ検討した数値で治水安全度を設定しなかったのか、理由と共にご回答下さい。

逆に他の確率で検討していないのであれば、なぜ検討しなかったのか、理由と共にご回答下さい。

#### ウ 長崎県の対応

長崎県は、当初、全ての質問に対する個別の回答を拒否していました。しかし、その後、私達の疑問に答える説明会を開催し、上記質問のうち(ア)については回答を得ました。すなわち、(ア)について治水安全度は河川整備基本方針において石木川合流地点上流、下流とも1 / 100である、しかし、河川整備計画では氾濫面積内の資産等に鑑み石木川合流点下流の整備を優先的に行うことにし石木川合流点下流について概ね1 / 100の降雨による流量の安全な流下をはかり、石木川合流点上流について概ね1 / 30の降雨による流量の安全な流下をはかることとする、というものでした。

(イ)(ウ)については回答を得ていません。

また、長崎県の説明会の中で過去の水害は石木ダムが無くとも防ぐことができることが確認できました(河川改修工事により山道橋地点において1130 m<sup>3</sup>/秒の流量を安全に流下でき、過去の水害において1130 m<sup>3</sup>/秒の流量を超えたことはありません)。また、100年に1度の雨が降ったとしても特異な降り方をしなければ石木ダムが無くとも河川工事により十分に流下することができることも確認できました(長崎県が検証した9つの降雨パターンのうち、8つの降雨パターンにでは山道橋地点の流量は1130 m<sup>3</sup>/秒以下です。唯一1パターンのみが計算上流量が1400 m<sup>3</sup>/秒となります。)。そうすると、上流域について1 / 30のままの整備計画としながら、石木ダム建築に巨費をかけてまで、殊更、下流域について1 / 100の整備を優先しなければならない理由はありません。

(2) 基本高水流量の設定に関して

ア 私達の疑問

- (ア) 先に述べたとおり，治水安全度の設定自体に疑問があり，基本高水流量を  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  と設定していること自体に合理性はないと考えています。

仮に， $1/100$  の治水安全度の設定に合理性があるとしても，基本高水流量を  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  の数値は，以下述べるとおり，実績もなく，将来生ずる可能性も極めて乏しいものです。

- (イ) まず，長崎県は，ピーク流量を基準地点山道橋において  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  と設定し，このうち流域内の洪水調節施設により  $270 \text{ m}^3/\text{秒}$  を調節することにより，河道への配分流量を基準地点において  $1,130 \text{ m}^3/\text{秒}$  とするとしています。

しかし，私たちは， $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  との設定は実数字ではなく，1967年7月洪水の時間雨量を引き伸ばして算出されたものであって，過大であると考えています。

すなわち，雨量の確率計算で  $1/100$  の24時間雨量が  $400 \text{ mm}$ ， $1/100$  の3時間雨量が  $203 \text{ mm}$  とし，1967年降雨の際に24時間雨量と3時間雨量これらの値であった場合にどの程度のピーク流量となるかを考えて，洪水流出モデルで計算した結果が  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  であったとしています。

以上の計算では， $1/100$  の確率雨量に，過去の特定の事例と同じ降雨量分布が将来発生した場合という特異な条件を付加するのですから，実際に基本高水流量の  $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  もの流量が現実化する可能性は，確率論としては明らかに  $1/100$  ではなく，それ以下と言わざるを得ません。

このように， $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$  の流量が発生する確率は，殊更低く（治水安全度を高く）設定した  $1/100$  ですらなく，これより大幅に低いものであることを前提に，改めて合理性のある基本高水流量を求める必要があると言わざるを得ません。

- (ウ) 過去の洪水の流量をみても，最も流量が多かった1948年9月洪水においてすら  $1,018 \sim 1,116 \text{ m}^3/\text{秒}$  であり， $1,400 \text{ m}^3/\text{秒}$

秒をはるかに下回っています。なお，1967年7月洪水の流量は約814～947 m<sup>3</sup>/秒，1990年7月洪水の流量は833 m<sup>3</sup>/秒にすぎません。

したがって，同計画にて設定された基本高水流量1,400 m<sup>3</sup>/秒との数字は実績がないのみならず，今後生じる可能性の極めて乏しい架空の数値と言わざるを得ません

加えて，石木川・石木橋地点における最近23年間の最大流量は117 m<sup>3</sup>/秒であり，想定洪水流量360 m<sup>3</sup>/秒の33%にとどまっています。そして，河川整備計画における計画流量配分図においても，石木川のダム上流部からの想定洪水流量を280 m<sup>3</sup>/秒と設定しており，石木川上流部の想定洪水流量を，下流である石木橋地点における最大実績流量の約2.4倍に設定しているのです。

- (I) 基本高水流量の設定は，過去の最大流量との比較で現実性のある数値を基礎に設定すべきであり，そうでなければ不相当に過大な整備計画となるところ，本件においては，上記の通り，ダム建設のために殊更確率を低く（治水安全度を高く）設定した上，最も流出流量が多くなる洪水パターンを採用して基本高水流量を設定したため，実際に生じ得る高水流量とは大きく乖離した相当に過大な計画となっている，と私たちは考えています。

#### イ 私たちの長崎県への質問

そこで，私たちは，この疑問を払拭していただくために，長崎県に対して，以下の質問をさせていただきました。

- (ア) 基本高水流量を1,400 m<sup>3</sup>/秒と設定すべきと判断した具体的根拠となる事実をお教え下さい。
- (イ) 基本高水流量の設定において基礎としたデータは，24時間雨量が400mm，3時間雨量が203mm，1967年降雨モデルにおける高水流量でよろしいでしょうか。もし，基礎にした他のデータがあれば，それもお教え下さい。

- (ウ) 川棚川氾濫時に、1967年降雨モデルにおける雨量分布(各時間における雨量の分布)となる確率はどの程度であるか、その基礎資料・計算過程とともにお教え下さい。
- (I) 川棚川流域にて、24時間雨量が400mmとなり、3時間雨量が203mmとなり、雨量分布が1967年降雨モデルとなることが同時に発生する確率、及びその計算過程をお教え下さい。
- (オ) 長崎県は、洪水時における石木川のダム建設予定地の上流からの想定洪水流量を280 m<sup>3</sup>/秒と設定していますが、こう判断した根拠となる事実、事実から結論に至る推認過程、及び、その根拠事実・推認する上で利用した経験則が存在することを示す資料一切を明らかにして下さい。

#### ウ 長崎県の対応

長崎県は、当初、全ての質問に対する個別の回答を拒否していました。しかし、その後、私達の疑問に答える説明会を開催し、上記質問のうち(ア)(イ)については一部の回答を得ました。すなわち、過去の実績降雨から一定規模以上の降雨を抽出し、1 / 100 確率と同等の降雨量となるように引き延ばしを行い、その中で最もピーク流量の大きかった1,400 m<sup>3</sup>/秒を基本高水とした、という回答がありましたが、具体的な計算方法までは明らかにされておらず、質問の趣旨に沿った回答はなされておりません。

また、(ウ)(I)(オ)については回答を得ていません。

さらに、前述のとおり、長崎県の説明会の中で過去の水害は石木ダムが無くとも防ぐことができることが確認でき、また、100年に1度の雨が降ったとしても特異な降り方をしなければ石木ダムが無くとも河川工事により十分に流下することができることも確認できました。そして、1,400 m<sup>3</sup>/秒という基本高水は実績が無いばかりか、仮に100年に1度の雨が降ったとしても1967年降雨モデルを前提としない限り算出され得ないものであることも明らかとなりました。

以上から，私達は 1,400 m<sup>3</sup>/秒という基本高水は過大に計算されたものであり，石木ダムの建設の必要性を説くための数字であると考えています。

### (3) 小括

以上のとおり，治水安全度に関して，殊更，石木ダム建築に巨費をかけてまで下流域について 1 / 100 の整備を優先しなければならない理由はなく，むしろ，その予算があるのであれば，流域全体の治水安全度を上げることこそ使用されるべきことが明らかとなっており，また，基本高水流量についても，1,400 m<sup>3</sup>/秒と設定した過程が明らかにされていないことに照らして，石木ダムを建設するために数字を恣意的に操作して算出されたものであることが明らかとなっています。

これらの治水安全度，基本高水流量の設定は，まさに事業認定の結果に重大な影響を与える事実であるところ，私たちの本報告を受けた貴局はこの治水安全度及び基本高水流量に関する事実に関して，長崎県及び佐世保市に対して改めて調査を求め，その調査結果を再検証する必要があると考えます。

## 2 過去の水害に関して

### (1) 私たちの疑問

治水計画の具体的内容を考える上では，近年に実際に起きた洪水の原因を把握することが重要と考えます。

この点，近年最大の洪水は先に述べた 1990 年 7 月の水害です。

そして，同洪水で堤防に残された最高痕跡水位の調査結果によれば，石木川と川棚川の合流地点より上流にある中田橋から同合流地点より下流である山道橋までの間において，右岸，左岸共に，現況堤防高を下回るものであったことから，客観的には，流量増加により川棚川が堤防を越えて内地に流れ込んだとは認められません。

よって，私たちは，1990 年 7 月の洪水の主原因は，川棚川から内地への越流によるものではなく，それ以外の要因，すなわち野口川等の支流(石木川を除く)の氾濫，及び，土地の排水機能を上回る降水により生ずる内水氾濫が主要因であると考えています。

そうすると、石木ダムによって川棚川の流量を調整したとしても、支流氾濫及び内水氾濫という近年に起きた洪水の原因の根本的な解消となり得ない以上、長崎県が将来へ向けて想定している災害を防止することはできません。

このように、私たちは、洪水を防止するために、真に検討されるべきは石木ダムの建設ではなく、1990年7月洪水の原因である支流の氾濫、内水氾濫を防止するための具体的方法であると考えます。

(2) 私たちの長崎県に対する質問

以上の観点から、私たちは、私たちの疑問を払拭していただくために、長崎県に対して、以下の質問をさせていただきました。

ア 先に述べたとおり、1990年7月の洪水では、最高痕跡水位が右岸・左岸の現況堤防高を下回っていたことから、川棚川からの越流が客観的に認められないと私たちは考えていますが、貴県は、1990年7月の洪水で、最高痕跡水位が現況堤防高を下回っていたという認識を有していますか。

どのような認識なのか、そう認識する根拠と共にお教え下さい。

イ 1990年7月の洪水において、野口川等の川棚川の支流(石木川を除く)が氾濫したと私たちは考えていますが、貴県はいかがでしょうか。貴県の認識を、そう認識する根拠と共にお教え下さい。

ウ 1990年7月の洪水において、川棚地域の内水氾濫も生じていたと私たちは考えていますが、内水氾濫があったか否かについて、貴県はいかがでしょうか。貴県の認識を、そう認識する根拠と共に理由をお教え下さい。

エ 1990年7月以降、野口川をはじめとする川棚川支流の氾濫及び内水氾濫を防止するための措置を講じたか否かをお教え下さい。また、仮に措置を講じたのであれば、その措置を講じた時期・内容の全てをお教え下さい。

逆に、同措置を講じていないのであれば、講じてこなかった理由をお教え下さい。

オ 今後、支流の氾濫及び内水氾濫を防止するための措置を講じる具体的な予定があるか否かを明らかにして下さい。また、仮に具体的な予定があるのであればその内容をお教え下さい。

逆に、具体的な予定がないのであれば、なぜ具体的な予定を立てようとするのか、理由をお教え下さい。

### (3) 長崎県の対応

ア 当初、長崎県は、上記質問アについて全く回答をしませんでした。

しかし、最終的に先に述べたとおり、計画堤防高の稼働整備がなされれば過去の水害で外水氾濫が起こらないとの結論に至っていることから、私たちの調査に基づく認識は正しかったことが明らかとなっています。

そうであるにもかかわらず長崎県は県が石木ダムに関して作成したホームページ上に過去の水害の写真等を掲示し続けており、あたかも石木ダムがなければ過去の水害が再来するかのような広告活動を継続しているところです。

イ また、上記質問イについてはいまだに回答がなされておりません。

ウ さらに上記質問ウについては内水氾濫があったとの認識があった旨回答するも、何らの根拠なくして主たる原因は外水氾濫であるとした上、さらに、「ダムは洪水を一時的に溜めこみ、下流へ流す水の量を低減させ、河川の水位を低下させることから、内水氾濫の防止にも一定の効果は期待される」との回答があったため改めて以下の質問をしましたが、回答があったのは、以下の質問中(ウ)の質問だけで、且つ、その回答も一部秘匿した内容でした。また、(ア)、(イ)の質問に対する回答はなされていません。

(ア) 石木ダムの建設によって、川棚川と石木川合流地点より上流に生ずる内水氾濫を防止することができるのか、仮にできるのであれば、どのような機序でこれを

防止できるのかを具体的にご回答ください。

- (イ) 石木ダムの建設によって、石木川合流地点より下流に生ずる内水氾濫を防止することができるのか、特に1990年7月に生じた内水氾濫を防止することができるのか、根拠資料と共に具体的にご回答ください。

また、「内水氾濫の防止にも一定の効果は期待される」と記載されていますが、そこで記載された「一定の効果」の具体的内容をご回答ください。

- (ウ) 1990年7月の洪水時、「川棚川本川の水が堤防を越水する外水被害により洪水被害を起こしたことを確認している」と記載されている点について、誰が、いつ、いかなる方法で確認したのか、その確認した点にかかる記録媒体の有無と共にご回答ください。

エ 次に質問エについては明確な回答はなされておりません。

オ さらに質問オについても回答はなされております。

カ このように、過去の水害を強調して石木ダムによる川棚川の流量調整の必要性を説いてきた長崎県に対するこれまでの説明会を通じて、稼動整備がなされれば（現時点でほぼ完成しております。）過去の水害を防止できることが確認された上、過去の水害の原因の客観的分析（内水氾濫・支流氾濫・外水氾濫のそれぞれがいかなる順序で発生し、何が主たる原因となったか）及び石木ダムが建設されることによって、内水氾濫、支流氾濫に具体的にいかなる影響を与えるかといった客観的分析がなされないまま事業認定申請がなされたことが明らかとなっており、この事実は、過去の水害との関係において石木ダムは不要であり、内水氾濫、支流氾濫に対する石木ダムの具体的効果がなんら検証されていないことを意味します。

- (4) 小括

以上の通り、過去に水害が発生したとの事実から石木ダムの必要性が基礎づけられるものではなく、過去の水害の主たる原因分

析もなされておらず，石木ダムの内水氾濫，支流氾濫に対する具体的効果も検証されないまま事業認定がなされているところ，これらの過去の水害の事実及びその客観的原因，石木ダムによる具体的効果といった事実は，事業認定の結果に重大な影響を及ぼす事実です。

よって，事業認定庁に対して長崎県が提出した資料で指摘された事実及び評価がいずれも誤っていることが明らかとなった以上，貴局は，過去の水害による石木ダムの必要性，過去の水害の主たる原因の客観的分析，過去の水害の客観的寄与度，これらの事実を踏まえた石木ダムの具体的効果等にかかる事実について，長崎県及び佐世保市に対して改めて調査を求め，その調査結果を再検証する必要があると考えます。

### 3 治水代替案の検討

#### (1) ダム建設の完成までに要する費用について

##### ア 私たちの疑問

代替案との比較検討の前提として，石木ダム建設の完成までに要する費用を，残事業費のうちの治水割合47%及び河道改修費用合計70億円と設定しています。

しかし，ここでは現実にダム建設のために，今後長崎県として負担することが予想される費用を全て計上する必要があります。

そして，形式的な残事業費のみならず，現実に建設を行う場合に発生することが予想される付帯費用全てを計上した上で，他の代替案との比較を行う必要があります。

実際に，石木ダム建設のためには，付帯費用などを含めると相当に高額な費用が必要となると考えられますが，かかる費用を前提に他の椎代替案とと比較した場合，完成までの費用にて既に遊水池案や複合案のいずれよりも高額な費用となるのではないかとの疑問を抱いております。

##### イ 私たちの長崎県への質問

石木ダム建設(治水・利水対策として関連する付帯設備等の建

設費用を全て含む)の完成までに、現に現在要すると考えられる全ての費用はいくらとお考えでしょうか。

#### ウ 長崎県の対応

上記質問には何ら回答をしていません。

したがって、他の代替案の検討の前提となるダム建設の全体費用について、明確な現実的な全体事業費用を算出できていないか、もしくは算出できていても公表ができないと判断しているものと考えざるをえません。この点、これまでに長崎県が対外的に石木ダム建設のために必要となる費用として公表してきた費用は、あくまでも形式的なものであり、全体としての現実的な費用については検討が十分になされていないもしくは過分に費用が必要となってしまうことが推認されます。

#### (2) ダム中止に伴って発生する費用を比較の内容に含めたこと

##### イ 私たちの疑問

ダム以外の治水対策案への評価として、殊更にダム建設以外の案につき、ダム中止にともなって発生する費用として「59億円が発生する」として記載しています。

しかし、ダム建設の中止をすればそれ自体で今後新たに59億円もの費用が発生する理由はありません。また、仮に発生したとしても、今後石木ダムを建設することによって前述の全体費用の支出はなくなるのですから、中止によって新たにかかると思われる費用を大きく上回る利益があるのではないかと考えられます。

このように考えると、ダムを中止することによって発生するとされている費用は、現実に代替案の実行のために必要となる費用ではなく、単にダム建設を行うために代替案の評価を下げるために計上されているだけの費用ではないかとの疑問が出てきます。

##### イ 私たちの長崎県への質問

そこで、私たちは、次の点を長崎県に質問しました。

代替案を行うにあたって、ダムの建設中止それ自体で将来5

9億円の費用が発生することがあるのでしょうか。仮にあれば、その具体的費目と額をお教え下さい。

#### ウ 長崎県のこれまでの対応

この点、長崎県の説明によると、ダム中止に伴う59億円の費用の内訳は、付け替え道路完成にかかる費用8億6700万円、既買収地の維持管理費用20億円（50年間分）、仮設水道維持管理費用9500万円（50年間分）、過年度事業費に対する利水負担費用47億6000万円との結論でした。

そして、このうち と について、50年間との期間を設定した理由は「今後の治水対策のあり方についての中間取りまとめ案に関する意見募集等の結果について」において一つの意見として「維持管理費」を50年間とすることが考えられるとの記載があることを根拠としているとの回答でした。

また、 については、ダムを中止しても既に立ち退いた地権者に作ると約束をしたから費用として計上したとの説明をなしています。また、 については佐世保市に負担してもらった費用を支払うことが検討されることから計上したとの説明をしています。この 過年度事業費に対する利水負担費用については、具体的に支出を約束しているものでも、約束をするものではなく、金額として佐世保市へ何らかの費用負担をすることが想定できる費目であるとの説明でした。

#### エ 長崎県の対応の問題点

このように、長崎県は治水代替案の検討にあたり、代替案の実行のために必要な費用でない費用を代替案に上乘せして形式的に検討しているものです。付け替え道路費用は専らダム建設を行う場合に必要となる費用です。また、（既買収地の維持管理費用）及び（仮設水道維持管理費用）については何ら法令等の根拠なく50年間にもわたる期間に相応する管理費用を算出しており、しかも については買収地の活用を一切検討せずに費用のみを積み上げています。そして、仮設水道は本来的に水道事業として実現すべき費用であり、代替案実行のための費用ではあり

ません。また、と のいずれについても代替案の実行のために必要となる費用ではない費用であることは明らかです。加えて、過年度事業費に対する利水負担費用については長崎県にとっては何ら義務のない費用ですし、将来的に長崎県として負担を余儀なくされる費用でもありません。

以上のとおり、長崎県の治水代替案検討において、59億円もの現実に代替案の実行のために必要とならない費用を全ての代替案を行う場合に必要となる費用として上乗せして、代替案の費用を過剰の高額なものと評価している点は問題であると考えます。すなわち、先述の私たちの疑問は長崎県の説明によっても間違っていないことが明らかとなっています。

### (3) 河道整備の進行により必要な代替案が変化している点

#### ア 私たちの疑問

川棚川水系河川整備計画が定められて後、川棚川本流の河道整備は時間がかかってはいますが順調に進んできました。そして、近い将来、川棚川の河道は十分に整備される結果、今後洪水被害は発生しないのではないかとおもわれます。

そこで、実際に河道整備が計画どおりになされた場合、石木ダムが存在しなくとも、過去に発生した(記録上存在する)全ての洪水被害は防止できる治水対策は十分になされていることとなるのではないかとこの疑問を抱きました。

また、仮に1/100の治水安全度を確保するために一定の治水対策が必要として、河道整備がなされる結果として、石木ダムの代替案はより小規模なもので十分な治水対策となるのではないかとこの疑問を持ちました。そして、治水安全度1/100とするとしても、河道の整備が行われれば、流量のピーク時のみ河川流量を調整できればよいのですから、これまで長崎県が検討してきた治水代替案は過大なものではないかとこの疑問もありました。

#### イ 私たちの長崎県への質問

そこで、私たちは次の質問を長崎県に対して行いました。

(ア) 今後、予定されている河道整備が行われた場合、どの程度の流

量までであれば安全に下流へと流すことはできますか。

(イ) その場合、石木ダムがないことを前提とした場合、過去に発生した洪水被害は河道整備のみで回避することは可能ですか。

(ウ) 仮に治水安全度を  $1 / 100$  と設定した場合、河道整備が行われた前提では、基準点である山道橋地点での流量を  $1,130 \text{ m}^3 / \text{秒}$  を越えなければ洪水被害が発生しないと考えられることはできますか。

ウ 長崎県のこれまでの対応

長崎県は、(ア)河道整備が順調に行われた場合には、 $1,130 \text{ m}^3 / \text{秒}$  の流量まで安全に下流へ流すことができると説明しました。また、その河道整備には技術的に困難というわけではないので、時期ははっきり分からないが行うと回答しました。

また、同様に、(イ)河道整備が計画通りに行われた場合には、過去に発生した洪水被害の際の降水量・流量であれば、予測としては被害が発生しないはずであると回答しました。

さらに、(ウ)については、これを肯定し、山道橋地点で  $1,130 \text{ m}^3 / \text{秒}$  を越えなければ洪水被害は発生しないことを明らかにしました。

エ 長崎県の対応の問題点

かかる長崎県の回答を前提とすると、私たちが河道整備のみでこれまでに発生した洪水被害は防げるのではとの疑問は間違いがなかったことが確認されました。

また、仮に長崎県の考える  $1 / 100$  の治水安全度を確保するために一定の治水対策が必要としても、河道整備がなされる結果として、石木ダムの代替案は山道橋地点にて山道橋地点での流量が  $1,130 \text{ m}^3 / \text{秒}$  を越えなければ洪水被害は発生しないことが確認されました。

そして、長崎県が治水安全度  $1 / 100$  の説明に用いる過去にない豪雨時の雨量分布資料を前提とした場合、山道橋地点での流量が  $1,130 \text{ m}^3 / \text{秒}$  を超えるピーク時の時間は 1 時間にも満たない時間でした。そうであれば、かかる極端な豪雨時であっても石木ダムと同様の治水効果が確保できる治水代替案は、長崎県がこれまで検討し

てきた治水代替案よりもはるかに小規模かつ安価な対策で十分であると考えざるをえません。長崎県がこれまでに検討してきた治水代替案は、容量において石木ダムと同じ保水容量を確保する内容を中心としたものでしたので、かかる容量は過大でした。

したがって、治水代替案については、先述の治水効果が確保できる必要な限りにおいて経済的合理性がありかつ効率的に治水効果が発揮できる治水代替案の検討が改めて必要であると考えます。

#### (4) 小括

以上のとおり、長崎県は治水代替案について十分な回答ができておらず、そのことは、長崎県が治水代替案を十分に検討していないことを端的に意味しています。

この点、治水代替案の費用・効果の両面で十分な検討がし尽されることは事業認定の結果に重大な影響を与える事実であるところ、先に述べたとおり、長崎県の治水代替案の検討は極めて不十分であることから明らかとなりました。

よって、私たちの本報告によって、治水代替案の検討が不十分であることを把握した貴局は、長崎県に対して、治水代替案にかかる私たちの疑問点について再度調査を明示、その調査結果を踏まえて再検証する必要があると考えます。

#### 第4 さいごに

##### 1 私たちは、石木ダム建設事業に反対する立場を表明しております。

もっとも、私たちは、合理的理由もなく感情的に、長崎県の石木ダム建設計画に反対しているわけではありません。

ダム建設の必要性があり、関係者等に与える影響が少なく、かつ、潤沢な予算があるのであれば、ダム建設について容認する余地もあります。

そのためにこれまで長崎県、佐世保市と公開質問状及び説明会を通じたやり取りを継続してきました。

その結果、判明したことは先に述べたとおり、石木ダムが必要であるとする長崎県・佐世保市が事業認定庁に提供した事実及び資料には恣意的記載・虚偽の記載が多々存在するということが、それらの事

実及び資料は事業認定がなされた上で、いずれも極めて重要な事実および資料であること、長崎県・佐世保市が客観的な事実・客観的な資料を事業認定庁に提出していたのであれば、事業認定はなされるはずがなかった、という点です。

そうである以上、貴重な税金を投入のうえ、地権者の生活や自然環境を破壊してまでダムを建設することは許されません。

また、私たちは長崎県が石木ダム建設に頼り、川棚川で本来行うべき治水対策をなおざりにしていることを危惧しています。利水面でも同様、佐世保市の水需要が伸びずに石木ダム建設事業費分担金と関連水道事業費の支払に支障を来し、水道事業体としての漏水対策、施設更新が進まなくなることも危惧しています。

よって、本報告を通じて、長崎県・佐世保市が事業認定庁に恣意的記載・虚偽の記載をした事実・資料を提供した事実が判明した以上、貴局は、これらの事実、具体的には私たちの公開質問状に対して、長崎県・佐世保市から合理的な回答がなされていない部分及び回答自体存在しない部分について再度調査の上報告するよう命じ、その報告に基づき再検証するのが事業認定庁たる貴局の責務であると考えます。

2 以上のとおり、報告申し上げますが、より詳細な補足説明については、8月27日午後2時から貴局に伺った上、させていただきますので、本報告書をお読みいただいた上で、ご準備いただきますようお願い致します。

以上